

令和7年度まちづくり部補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、補助金の公正かつ効率的な使用の促進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）等に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助金の交付対象)

第2条 県は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事務又は事業（以下「事業等」という。）に要する経費の全部又は一部を補助するものとし、当該補助の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）の目的、補助事業の内容、補助金の額等に関しては、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 前条の補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類を知事にその指定する期日までに提出しなければならない。ただし、第2号の知事が別に定める書類により、収支内容が確認できる場合は、収支予算書（様式第1号別記）の提出を省略することができる。

なお、補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

- (1) 当該交付申請者が次条第1項に規定する暴力団等に該当しない旨並びに地方自治法第221条第2項及びこの要綱第15条の規定に基づき県が行う一切の措置について異議を述べない旨の誓約書（様式第1号の2）
- (2) 前号に掲げる書類のほか、知事が別に定める書類

(補助金の交付の決定)

第4条 知事は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めた場合は、交付申請者が次に掲げる者（以下「暴力団等」という。）のいずれかに該当するときを除き、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする。

なお、交付決定の段階で仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを除いた額について交付決定を行うこととする。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者
- 2 知事は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

なお、補助事業における消費税及び地方消費税相当額が仕入れに係る税額控除の対象となる事業主体に対する補助金の交付決定には、次の条件を付するものとする。

- (1) 次項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (2) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告におい

て、第1号により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額)を別記様式により速やかに県知事に報告するとともに、県知事の返還命令を受けて当該金額を県に返還しなければならない。

(3) 補助金を直接又は間接にその財源の全部又は一部とする給付金(以下「間接補助金」という。)の交付の対象となる事務又は事業(以下「間接補助事業」という。)を行う者(以下「間接補助事業者」という。)に対する間接補助金の交付決定に当たって、補助事業者は、前2号の交付条件を遵守するために必要な条件を付さなければならない。

3 知事は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

4 前項の通知は、第14条第3項の規定により概算払に係る請求を統合する場合は、補助金交付決定通知書(様式第2号の2)によるものとする。

(申請の取下げ)

第5条 補助事業者は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内は、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の着手の届出)

第6条 知事は、補助事業者が補助事業に着手したときは、その旨を届け出るよう求めることがある。

(補助事業の変更)

第7条 補助事業者は、次に掲げる変更を行おうとする場合は、あらかじめ(当該変更が第2号に掲げるものであるときは、知事が指定する期日までに)、補助金変更交付申請書(様式第3号)に知事が別に定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、知事が別に定める書類により、収支内容が確認できる場合は、収支予算書(様式第1号別記)の提出を省略することができる。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更(知事が別に定める軽微な変更を除く。)

(2) 第4条第3項の規定により通知された金額(以下「交付決定額」という。)の変更

(3) 前号に掲げる変更のほか、補助事業の内容の変更(知事が別に定める軽微な変更を除く。)

2 知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該申請に係る変更が適当であると認めるときは、その旨を補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

3 第4条第2項の規定は、前項の通知をする場合について準用する。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止を行おうとする場合は、あらかじめ、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第6号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の遂行状況報告等)

第9条 補助事業者は、知事から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、知事が別に定めるところにより当該報告をしなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込がない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書(様式第7号)を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(補助事業の完了の届出)

第10条 知事は、補助事業者が補助事業が完了したときは、その旨を届け出るよう求めることがある。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けるときを含む。以下同じ。）又は交付決定に係る県の会計年度が終了したときは、補助事業実績報告書（様式第8号）及び知事が別に定める添付書類を知事にその指定する期日までに提出しなければならない。ただし、知事が別に定める書類により収支内容が確認できる場合は、収支決算書（様式第8号別記）の提出を省略することができる。

(是正命令等)

第12条 知事は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

2 前項の規定は、第9条第1項の報告があった場合に準用する。

3 補助事業者は、第1項の措置が完了したときは、第11条の規定に従って実績報告をしなければならない。

(額の確定)

第13条 知事は、補助事業の完了に係る第11条及び前条第3項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第9号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、確定した補助金の額が、交付決定額（第7条第2項の規定により変更された場合には、同項の規定により通知された金額）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第14条 知事は、前条第1項の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される補助金請求書（様式第10号）により補助金を交付する。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助金について概算払をすることができる。

3 前項の規定により概算払を年間複数回に分けて行う場合で、各期の支払時期と支払額があらかじめ決定する場合は、概算払に係る請求を統合することができることとし、補助事業者から提出される補助金概算払請求書（様式第10号の2）により補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、補助事業者又は間接補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令並びにこの要綱及び当該補助事業に係る要綱、要領その他の規程の規定に違反したとき。

(2) 補助金又は間接補助金を補助事業又は間接補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき。

(5) 暴力団等であるとき。

- 2 知事は、前項の取消しを決定した場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者へ通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の取消しを決定した場合には、その旨及びその取消事由、その取消に係る補助事業者又は間接補助事業者の名称その他知事が必要と認める事項を公表することができる。
- 4 前項の規定による公表は、その取消事由が悪質かつ重大である場合その他の知事が必要と認める場合に行うものとする。

（補助金の返還）

- 第16条 知事は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。
- 2 知事は、第13条第1項の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。
 - 3 知事は、やむを得ない事情があると認めたときは、前2項の期限を延長することがある。

（加算金及び遅延利息）

- 第17条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 補助事業者は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

（帳簿の備付け）

- 第18条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

- 第19条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、別に定める処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、知事の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかなければならない。

（暴力団等の排除）

- 第20条 知事は、この要綱の施行に関し必要があると認める場合は、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。
- (1) 交付申請者又は補助事業者が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に意見を聴くこと。
 - (2) 前号の意見の聴取により得た情報を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

- 2 補助事業者は、補助事業及び間接補助事業を行うに当たっては、当該補助事業及び間接補助事業に関し暴力団等を利することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第21条 知事は、この要綱に定める手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる。

- 2 前項の規定により、この要綱に定める手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例（平成16年兵庫県条例第14号）及び情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第58号）の例による。

(補 則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

- 2 知事及び補助事業者は、補助金の交付等に関して国から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(手続の特例)

- 2 この要綱第4条の規定による補助金の交付決定に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、この要綱の規定の例によりすることができる。

別 表（第 2 条関係）

補 助 事 業 名	古民家再生促進支援事業改修工事費補助		
補 助 事 業 の 目 的	優良な住宅ストックである古民家を地域資源として再生し、地域の活性化につなげるとともに、古民家再生を促進させることにより、伝統的木造建築技術の維持・継承とまちなみ景観の維持・保全を図ることを目的とする。		
補 助 事 業 の 対 象 と な る 者	古民家を再生し活用するために改修する者		
補 助 事 業 の 対 象 と な る 経 費	・ 古民家を再生し、地域活動や交流の拠点、宿泊体験施設若しくは店舗等の地域活性化に資する用途に供する施設（以下「地域交流拠点」という。）又は賃貸住宅として活用するための改修に要する費用 ・ 事務機器取得費（コワーキングスペースに活用する場合に限る。ただし、改修に要する費用が 5,000 千円以上である場合に限り、1,000 千円を上限とする。）		
補 助 率	定額		
補 助 金 の 額	(ア)欄の対象経費区分に応じて、(イ)欄の額を補助		
		(ア) 対象経費区分	(イ) 補助額
	古民家	5,000千円以上 10,000千円未満	2,500千円
		10,000千円以上 15,000千円未満	4,000千円
		15,000千円以上	5,000千円
	古民家のうち 歴史的建築物	5,000千円以上 10,000千円未満	2,500千円
		10,000千円以上 20,000千円未満	5,000千円
		20,000千円以上 30,000千円未満	8,500千円
		30,000千円以上	10,000千円
	ただし、(イ)欄の補助額は、市町が当該古民家の改修及び事務機器取得（コワーキングスペースに活用する場合に限る）に要する費用に対して補助する額を上限とする。		

適用除外する条項	—
その他の事項	1 次に掲げる区域内に存する古民家は本事業の対象としない。 (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域 (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域 (3) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第72条第1項に規定する津波災害特別警戒区域 2 当該古民家の改修に当たっては、次の全てを満たすものであること。 (1) 県が実施する古民家再生促進支援事業等の建物調査及び再生提案を実施したもの又は自主提案を実施したもの (2) 改修内容が古民家の価値を損なわないもの (3) 地元市町や地域等と連携が図られ、持続可能な活用が見込まれると認められるもの (4) 一定の耐震性能を確保するもの (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法、農地法（昭和27年法律第229号）その他関係法令を遵守するもの (6) 補助事業の完了後、10年以上地域交流拠点又は賃貸住宅として活用されるもの (7) 賃貸住宅に改修する場合に限り、県又は市町の条例による歴史的景観形成地区等の区域内に存するもの 3 補助金交付申請等の書類は市町を経由して提出すること。 4 知事が別途定める補助事業と重複して申請しないこと。 5 補助事業者は、当該事業完了後10年間、事業完了の翌年度と翌年度から3年ごとに、当該事業に係る活用状況について知事に報告をしなければならない。

別 に 定 め る 事 項

関係条項	内 容
第 3 条 (交付申請)	(添付書類) 1 事業計画書(様式第 1 号) 2 事業費内訳表 3 見積書の写し 4 建物図面等 (1) 付近案内図 (2) 配置図 (3) 平面図(改修前後) (4) その他改修工事内容が確認できる図書 5 現況写真 6 建物の所有者が確認できる書類 7 建物所有者と申請者が異なる場合は所有者の承諾書等 8 耐震性能が確認できる書類 9 誓約書 10 建物調査報告書の写し(実施した場合) 11 再生提案報告書の写し(自主提案の場合は、古民家の再生に関する提案内容が分かる書類) 12 フィジビリティ調査報告書の写し(実施した場合)
	(指定期日) 当該事業に着手する前
第 7 条第 1 項 (変更交付申請)	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更が生じないもの
	(軽微な事業内容の変更) 補助金の額に変更が生じないもの
	(添付書類) 第 3 条の添付書類に準じる
	(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく
第 9 条第 1 項 (遂行状況報告)	(報告事項等) —
第 11 条 (実績報告)	(添付書類) 1 補助金精算調書(様式第 2 号) 2 工事請負契約書の写し 3 補助事業に要した経費の領収書等の写し 4 工事写真
	(指定期日) 完了の日から起算して 30 日を経過した日又は事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日
第 19 条第 1 項 (財産の処分制限)	(処分制限期間) 地域交流拠点又は賃貸住宅としての管理開始から 10 年

(様式第1号)

事業計画書

1 改修を行う古民家

建物名称		
建物所在地		
階数・面積	階建て ・ m ²	
建築の時期	明治・大正・昭和 年 月	
歴史的建築物への該当	☐ 景観法に基づく景観重要建造物 ☐ 県市町の景観条例等に基づく景観形成重要建造物等 ☐ 文化財保護法に基づく指定文化財又は登録文化財 ☐ 重要伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物 ☐ ひょうごの近代住宅100選 ☐ 該当なし	
建物所有者	住所	
	氏名	

2 古民家の活用方法

活用する者	住所	
	氏名	
	連絡先	
改修後の活用方法		
活用期間	令和 年 月 ～ 令和 年 月 (年間)	

3 改修工事概要

工事期間	令和 年 月 ～ 令和 年 月	
工事費 (うち補助対象額)	円 (円)	
補助申請額	県 : 円 市町 : 円	
工事概要		

(様式第 2 号)

補 助 金 精 算 調 書

(単位：円)

対象建物 所 在 地	全体工事費	補助対象経費	市町補助額	県交付決定額	県補助金 精 算 額	摘 要